

川西市告示第 87 号

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 30 条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 2 日

川西市長 越田 謙治郎

地籍調査にあたり、下記土地の所有者のうち所在が明らかでない者がおり筆界の確認を得ることができません。そこで所在が明らかな他の土地所有者による確認を得て筆界案を作成した旨を告示します。

1 土地の所在・地番

川西市黒川字大堂	15 番、16 番、17 番、19 番
字奥滝谷	22 番
字大上	32 番
字水口	41 番

2 筆界案を確認することができる場所

川西市中央町 12 番 1 号 川西市役所 5 階 川西市土木部道路管理課

3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

川西市

5 期間等

告示の日から 20 日間意見を申し出ることができる。当該期間（令和 7 年 9 月 2 日～令和 7 年 9 月 22 日）を経過しても申し出がないときは、準則第 30 条第 4 項の規定に基づき調査を行う。